

岐阜県環境エネルギー生活部 人権施策推進課 人権啓発センター
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 (県庁2F)

☎058-272-1111 (内線3052) 直通058-272-8250

大切ないのちを守るために **こころのSOS** に気づいたら ～働く仲間がゲートキーパー～

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

職場で毎日顔を合わせる同僚は、悩んでいる人の小さな変化に気づきやすいです。働く仲間がゲートキーパーになって、大切な命を守っていきましょう。



ゲートキーパーの役割とは

役割1

気づき、声かけ

あなたのまわりにこんな人はいませんか？

- ・元気がない、無表情
- ・仕事のミスが多くなった
- ・遅刻や無断欠席、欠勤がある

→こんな声掛けをしてみましょう！

「最近、元気がないけど無理してない？」 「よかったら少し話さない？」

役割2

傾聴

- ・話しやすい環境で、ゆっくりと本人の話に耳を傾けましょう。
- ・一方的に質問したり急かしたりせず、本人が話す気になるまでじっくり待つことも大切です。

役割3

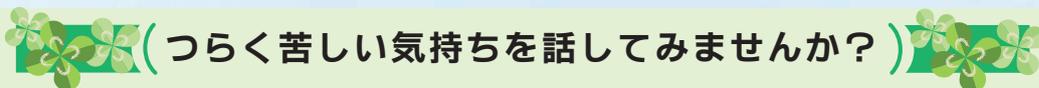
つなぐ

- ・個人で抱え込まないで、職場の産業保健スタッフや、適切な専門機関につなぎましょう。
- ・一方的に押し付けず、相手の理解を得ましょう。

役割4

見守る

- ・相談先へつないだ後も、引き続き見守っていることを伝え、相談があれば受け止めましょう。



(つらく苦しい気持ちを話してみませんか?)

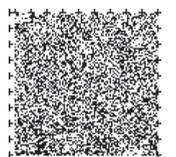
岐阜県精神保健福祉センター (電話相談窓口)

☎ 058-231-9724

平日9:00~12:00/13:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

岐阜県精神保健福祉センターホームページ (各相談機関を紹介しています)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7540.html>



岐阜県パートナーシップ宣誓制度について

岐阜県では、性的少数者の皆様をサポートするため、パートナーシップ制度を実施しています。この制度は、性的少数者の方にとどまらず事実婚の関係にある方にもご利用いただけます。ぜひご利用ください。

制度の概要

パートナーシップの関係にあるお二人が、知事に対して宣誓し、県から宣誓者へ「受領証」を交付します。宣誓者は受領証を提示することにより、行政や民間においてサービスを利用することができます。
※法律婚とは異なり、法的な権利の発生、義務の付与を伴うものではなく、戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。



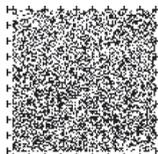
宣誓をすることができる方

お二人が次の①～⑤の全ての条件を満たしていることが必要です。

- ① パートナーシップの関係にあること
- ② 成年に達していること
- ③ どちらか1人は岐阜県に住んでいること（3カ月以内の転入予定者を含む）
- ④ 配偶者がなく、宣誓しようとする相手方以外にパートナーシップの関係にある者がいないこと
- ⑤ 宣誓しようとする者同士が近親者でないこと。ただしパートナーシップの関係に基づき養子縁組をしている、又はしていたカップルの場合、宣誓することができます。

受領証の提示を受けられた方へ

受領証の提示を受けられた方は、岐阜県パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分にご理解いただき、本制度を利用される方の個人情報（性的指向、性自認及び本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないよう、ご配慮いただきますようお願いいたします。



宣誓手続きの流れ

1. 宣誓日時の事前予約

宣誓を希望される日の1週間前までに、電話又はメールにより宣誓日時を申し込んでください。
(申込先は、下記の「お問い合わせ先」と同様です。)

※ご希望により、Web会議システムを用いたオンラインによる宣誓も可能ですので、お問い合わせください。



2. 宣誓当日（来所の場合）

(1) パートナーシップ宣誓

- 予約した日時に必要書類をそろえ、県庁2階の人権施策推進課事務室へお二人でお越しください。
(個室をご用意します。)
- 県職員の前で、宣誓書に必要事項を自署のうえ、ご提出いただきます。

【宣誓時に必要な書類】

- ① 住所を確認できる書類（住民票の写し等）
- ② 現に婚姻をしていないことを証する書類（独身証明書、戸籍抄本等）
- ③ 本人確認書類（運転免許証等） など

(2) 宣誓書受領証の交付

- 宣誓要件を満たしている場合で、書類に不備等がなければ、宣誓書受領証及び受付印を押した宣誓書の写しを即日交付します。（オンライン宣誓の場合は後日郵送）

（ お問い合わせ先 ）

岐阜県環境エネルギー生活部人権施策推進課 （受付時間：8:30～17:15）

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁2階

TEL：058-272-8250 Eメール：c11227@pref.gifu.lg.jp

※「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」の詳細については、県のホームページでご確認ください。

岐阜県パートナーシップ宣誓制度 検索

スマートフォンから右のQRコードでアクセスできます▶

